

計画作成年度	令和5年度
計画主体	鹿児島県肝付町

肝付町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：鹿児島県肝付町役場

○農業振興課(肝付町役場本庁舎)

■林務水産商工課(内之浦総合支所)

所在地：○鹿児島県肝属郡肝付町新富98番地

■鹿児島県肝属郡肝付町南方2643番地

電話番号：○0994-65-8417(直通)

■0994-67-4513(直通)

FAX番号：○0994-65-2520

■0994-67-2488

メールアドレス：○nousei@town.kimotsuki.lg.jp

■rinsui@town.kimotsuki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・タヌキ・アナグマ・カラス・スズメ ・ヒヨドリ・シカ
計画期間	6年度～8年度
対象地域	鹿児島県肝付町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	いも類（原料用さつまいも）	285 千円 0.4ha
	果樹（タンカン等）	775 千円 0.3ha
	水稲	85 千円 0.74ha
	小計	1917 千円 1.44ha
サル	果樹（ポンカン・タンカン）	659 千円 0.26ha
タヌキ（アナグマ）	いも類（原料用さつまいも）	67 千円 0.09ha
スズメ	水稲（早期）	86 千円 0.08ha
ヒヨドリ	果樹（ポンカン・タンカン）	165 千円 0.07ha
	合計	2,894 千円 1.94ha

※四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ 年間を通して被害が発生しており、いも類・果樹・水稲への食害が多くなっている。特にいも類の被害が多く、被害区域は町内全域である。また、畦や水路、道路沿いの掘り返し多く報告されている。</p> <p>②サル 年間を通して被害が発生しており、特に果樹への被害が多くみられる。最近では、住宅街での目撃情報から人的被害も懸念される。被害区域は山間部を中心であるが、山間部でない集落にも拡がりつつある。</p> <p>③タヌキ・アナグマ 年間を通して被害が発生しており、被害区域は町内全域となっている。農作物全般に食害が多く見られる。また、住宅街にも出没しており人的被害も懸念される。</p> <p>④カラス</p>

農作物被害の報告はないものの、夏から秋にかけて果樹等の被害が発生している。また、特定の地域においては、ビニールハウス破損等の被害が拡がりつつある。

⑤ スズメ
 稲の収穫時期に町全域で食害が発生している。被害額は例年と変わらない状況が続いている。

⑥ ヒヨドリ
 果樹類の収穫時期に町全域において食害が発生している。被害額はその年で違うが、例年と変わらない状況が続いている。

⑦ シカ
 山間部での目撃確認はあるものの農作物被害は確認できていない。が、過去捕獲がなされていないことから頭数は増えてきていると考え、今期計画期間に被害発生が十分予想される。
 ※直接的な農産物被害については、被害額等を示しているが、これらに係わる田畑等のイノシシ、アナグマ等による土砂崩壊・設備破損等の被害額が年々拡大している背景である。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	1,917千円 1.44ha	1,342千円 1.01ha
サル	659千円 0.26ha	461千円 0.18ha
タヌキ（アナグマ）	67千円 0.09ha	47千円 0.06ha
スズメ	86千円 0.08ha	60千円 0.06ha
ヒヨドリ	165千円 0.07ha	116千円 0.05ha
合計	2,894千円 1.94ha	2,026千円 1.36ha

※四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	令和4年度に鳥獣被害対策実践事業（うち推進事業）により箱わなを整備した。	高齢化により減少している捕獲従事の確保が必要となっている。また、今後は、農家等が自衛のため

	<p>令和4年度 イノシシ用箱わな 13基 (800×800×1800) タヌキ・アナグマ用箱わな 10基 (254×305×813)</p> <p>また、高山地区猟友会・内之浦地区猟友会・岸良地区猟友会を主体とした有害鳥獣捕獲班と連携して捕獲を実施している。捕獲手段に関しては、銃器・わなを用いている。</p> <p>有害捕獲班には、捕獲報奨金を捕獲実績に応じて支払っている。また、平成25年度より鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業を活用し、捕獲活動の推進を図っている。</p> <p>【捕獲報奨金（町単独分）】</p> <p>イノシシ（わな） 7,000円 （銃器） 10,000円 サル（殺処分） 20,000円 （奥山放獣） 7,000円 （追払） 5,000円 タヌキ・アナグマ 3,400円 カラス 1,000円</p> <p>【猟友会運営補助金】</p> <p>高山猟友会 257,800円 内之浦猟友会 160,300円 岸良猟友会 115,600円</p> <p>【狩猟免許講習料及び申請手数料補助（町単独事業）】</p> <p>令和3年度 3件 令和4年度 1件 令和5年度 2件</p>	<p>に捕獲が行えるよう捕獲機材（箱わな、囲いわな等）の普及促進を行う必要がある。</p> <p>さらに、鳥獣は市町の境界を越えて被害を及ぼすため、周辺の市町と連携した一斉捕獲の実施についても検討していく必要がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>令和4年度に鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）を活用した侵入防止施設の購入補助を行った。</p> <p>ワイヤーメッシュ柵 678m</p>	<p>町内は山間部が大部分を占めるため点的な侵入防止柵の整備となっていることから集落単位での取り組みを図る必要がある。</p> <p>また、鳥獣の温床となっている荒廃農地の刈り払い等（緩衝帯の整備）を推進するために、住民に対する啓発活動を行う必要がある。</p>

		<p>独自で侵入防止柵を設置している住民に対し、より効果的な設置方法を指導する必要がある。</p> <p>また、鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）の採択要件である3戸以上を満たさない中山間の農家に対し、町単独の補助事業を新設する。</p>
生息環境管理その他の取組	鳥獣の出没通報があった場合、ロケット花火による追い払い活動を実施。	<p>通報を受け現場へ行くが、到着したときにはすでに移動しており、個体を確認できない事がある。</p> <p>鳥獣被害対策アドバイザーによる研修会等を実施し、猟友会会員及び農家が対象鳥獣に対する適切な対策法を身につける必要がある。（寄せ付けない・侵入を防止する）</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

肝付町における令和4年度の被害金額は2,894千円、被害面積は1.94haとなっている。主としてイノシシ、サルによる水稲・さつまいも・果樹等への被害が顕著である。肝付町では被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和4年度より30%減の2,026千円、1.36haとする。

捕獲には、猟友会員の減少や高齢化等の理由により限界があることから、農地を守る分野においても力を入れ、侵入防止柵の普及と適正な管理、周辺自治体との連携に努めると共に、地域住民主体の新規の被害防止策を講じるために、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催して、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を行っていく。

※今後の計画

- ① 被害対策に関する普及啓発を推進し、地域住民の意識改革を図る。

- ② 捕獲と侵入防止柵の両面での被害防止対策を推進する。
- ③ 周辺市町村の一斉捕獲体制の確立を目指す。
- ④ 捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策を講じる。
- ⑤ 有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣について、地域からの捕獲依頼により区域に応じて高山地区、内之浦地区、岸良地区の猟友会へ、捕獲指示を行っている。
 ※令和5年度捕獲従事者63人

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ・サル・タヌキ・アナグマ・カラス・ヒヨドリ・シカ	狩猟免許取得のための講習会を猟友会と連携して行い、捕獲従事者の確保、育成を進めていく。また、適正な個体数管理を図るため捕獲報奨金及び狩猟免許新規取得の補助についても継続して実施する。
令和7年度	イノシシ・サル・タヌキ・アナグマ・カラス・ヒヨドリ・シカ	狩猟免許取得のための講習会を猟友会と連携して行い、捕獲従事者の確保、育成を進めていく。また、適正な個体数管理を図るため捕獲報奨金及び狩猟免許新規取得の補助についても継続して実施する。
令和8年	イノシシ・サル・タヌキ	狩猟免許取得のための講習会を猟友会と連携して行い、捕獲従事者の確保、育成を進めていく。また、適正な

度	キ・アナグマ・カラス・ヒヨドリ・シカ	個体数管理を図るため捕獲報奨金及び狩猟免許新規取得の補助についても継続して実施する。
---	--------------------	--

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①	<p>イノシシ</p> <p>直近3年間の捕獲実績は、令和2年度400頭、令和3年度565頭、令和4年度445頭となっており、捕獲数は増加傾向にある。令和5年度には捕獲計画の700頭を超える傾向にあり捕獲計画数を900頭に増頭した。また、農作物被害への直接的な被害は減少傾向にあるが、付随する被害（畦崩壊等）の被害が多く、全体的な個体数の減少には繋がっていないと思われる。こうしたことから、令和5年度に引き続き捕獲計画数は900頭とし、被害報告の多い中山間部を中心に、銃器及びわなによる捕獲を進め、適正な固体管理に努める。</p>
②	<p>サル</p> <p>直近3年間の捕獲実績は、令和2年度27頭、令和3年度21頭、令和4年度23頭となっており、捕獲数は増加傾向にある。特に岸良地区、内之浦地区、波見地区において、果樹の食害が多発している。最近では住宅地での目撃情報もあり人的被害も懸念されていることから、捕獲計画数は年間50頭とし、被害の予防、軽減に努める。</p>
③	<p>タヌキ</p> <p>直近3年間の捕獲実績は、令和2年度158頭、令和3年度177頭、令和4年度311頭となっており、被害額は増加傾向である。今後も被害が予想されることから捕獲計画数を400頭とする。捕獲は、町内全域を対象に銃器及びわなにより実施する。</p>
④	<p>アナグマ</p> <p>過去3年間の捕獲実績は、令和2年度99頭、令和3年度83頭、令和4年度103頭となっている。被害額は増加傾向である。今後も被害が予想されることから、捕獲計画数を150頭とする。捕獲は、町内全域を対象に銃器及びわなにより実施する。</p>
⑤	<p>カラス</p> <p>直近3年間の捕獲実績は、令和2年度2羽、令和3年度6羽、令和4年度8羽となっており、農作物被害は横ばいの状況である。捕獲計画数は150羽とする。捕獲は、町内全域を対象に銃器により実施する。</p>
⑥	<p>スズメ</p> <p>過去3年間の捕獲実績はないが、農作物被害は横ばいの状況である。大規模な被害はなく、追い払い活動に留まっているため、捕獲計画数は定めない。</p>

⑦ ヒヨドリ

過去の捕獲実績はないため、肝付町有害鳥獣捕獲協議会においても捕獲従事者の確保、育成を図りつつ、捕獲を実施することとする。減少しない果樹被害の対策強化を図るべく、捕獲計画数は50羽とする。

⑧ シカ

これまで捕獲対象とされていないが、数年前から中山間地域内での目撃や誤って罠にかかるなどの報告も年々増え、生息頭数も増えてきている状況と考えられることから、今期計画から予察捕獲対象と位置づけ、被害発生をもって実施する。捕獲計画数を10頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	900	900	900
サル	50	50	50
タヌキ	400	400	400
アナグマ	150	150	150
カラス	150	150	150
ヒヨドリ	50	50	50
シカ	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

イノシシ、サル、タヌキ、シカについて、銃器及びわなでの捕獲とし、町内の被害発生箇所を中心に、被害状況に応じて有害鳥獣捕獲を行う。

カラス、ヒヨドリについては、銃器での捕獲とし、町内の被害発生箇所を中心に、被害状況に応じ有害鳥獣捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ サル タヌキ アナグマ シカ	国庫補助事業・町単独補助事業を活用しながら、ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の整備を推進し、農家の被害防止に対する意識の向上と侵入防止の強化を図る。 （国庫） 電気柵 20,000m × 2段 ワイヤーメッシュ柵 1,000m （町単） 電気柵 500m × 2段	国庫補助事業・町単独補助事業を活用しながら、ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の整備を推進し、農家の被害防止に対する意識の向上と侵入防止の強化を図る。 （国庫） 電気柵 3,000m × 2段 ワイヤーメッシュ柵 1,000m （町単） 電気柵 500m × 2段	国庫補助事業・町単独補助事業を活用しながら、ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の整備を推進し、農家の被害防止に対する意識の向上と侵入防止の強化を図る。 （国庫） 電気柵 3,000m × 2段 ワイヤーメッシュ柵 1,000m （町単） 電気柵 500m × 2段

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ サル タヌキ アナグマ シカ	侵入防止柵の適正管理を行うよう実施体を中心とした地域研修会やアドバイザー事業を活用した研修会を実施する。	侵入防止柵の適正管理を行うよう実施体を中心とした地域研修会やアドバイザー事業を活用した研修会を実施する。	侵入防止柵の適正管理を行うよう実施体を中心とした地域研修会やアドバイザー事業を活用した研修会を実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ サル タヌキ アナグマ カラス スズメ ヒヨドリ シカ	地域住民が主体的に侵入防止柵の整備、荒廃農地の解消、農作物残さの適正処理を行えるような体制整備の確立を目指すため、実施隊が中心となり、地域懇談会や現地研修等の実施やアドバイザー事業を活用した研修会等を行い普及啓発活動に取り組む。町内全域を対象とするが、特に中山間地を重点地区とする。また、町報等を活用し、住民に対する普及、啓発活動を行う。その他として、継続的な担い手等の確保に対する支援をする。
令和7年度	イノシシ サル タヌキ アナグマ カラス スズメ ヒヨドリ シカ	地域住民が主体的に侵入防止柵の整備、荒廃農地の解消、農作物残さの適正処理を行えるような体制整備の確立を目指すため、実施隊が中心となり、地域懇談会や現地研修等の実施やアドバイザー事業を活用した研修会等を行い普及啓発活動に取り組む。町内全域を対象とするが、特に中山間地を重点地区とする。また、町報等を活用し、住民に対する普及、啓発活動を行う。その他として、継続的な担い手等の確保に対する支援をする。
令和8年度	イノシシ サル タヌキ アナグマ カラス スズメ ヒヨドリ シカ	地域住民が主体的に侵入防止柵の整備、荒廃農地の解消、農作物残さの適正処理を行えるような体制整備の確立を目指すため、実施隊が中心となり、地域懇談会や現地研修等の実施やアドバイザー事業を活用した研修会等を行い普及啓発活動に取り組む。町内全域を対象とするが、特に中山間地を重点地区とする。また、町報等を活用し、住民に対する普及、啓発活動を行う。その他として、継続的な担い手等の確保に対する支援をする。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

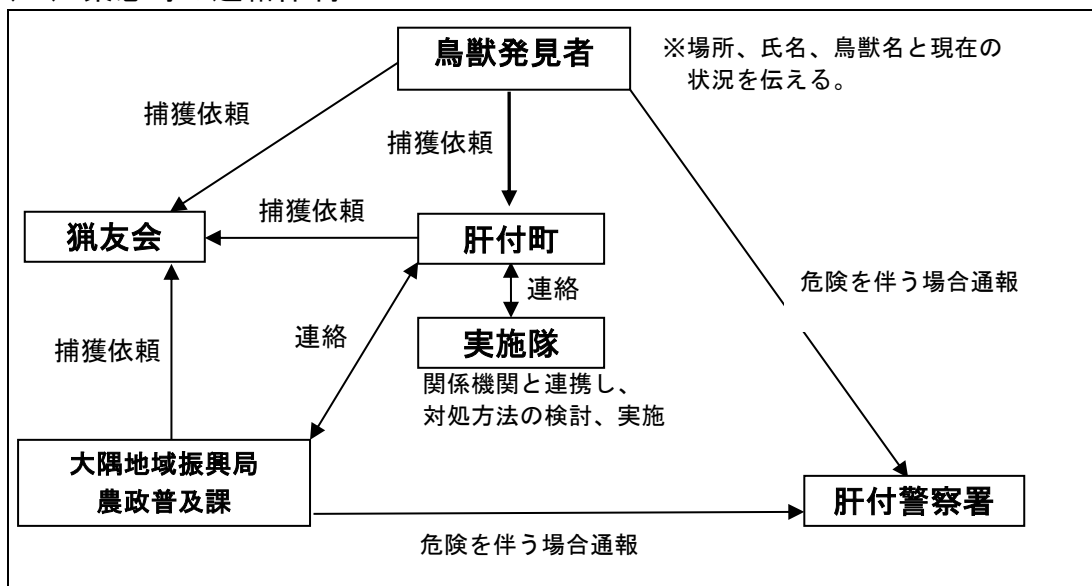
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
肝付町	猟友会への捕獲指示。状況により関係機関へ連絡し応援を要請する。住民への周知等による地域の安全確保。
大隅地域振興局農林水産部 農政普及課	鳥獣関連情報の提供及び捕獲に関する助言を行う。関係機関と連携し、対処方法について検討、実施する。
肝付警察署	住民の生命、身体又は財産の安全確保
高山地区・内之浦地区・岸良地区猟友会	有害鳥獣の迅速な捕獲。 有害鳥獣に対する専門知識・捕獲体制に関する助言を行う。
肝付町鳥獣被害対策実施隊	関係機関と連携し、対処法について検討、実施する。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。また、イノシシについては、食用としての自家消費及び埋設処分とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	肝付町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
肝付町農業振興課・林務水産商工課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整及び、被害対策に関する技術指導を行う。
高山地区・内之浦地区・岸良地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。

大隅地域振興局農林水産部 農政普及課	有害鳥獣関連の情報提供
鹿児島きもつき農協高山支所	防除対策の推進
鹿児島きもつき農協内之浦支所	防除対策の推進
鳥獣保護管理員	有害鳥獣の生息情報の提供
肝付町振興会長連絡協議会	地域ごとの被害情報の提供
肝付警察署	防除対策推進と安全対策に関する連携を図る。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県	有害鳥獣関連の情報提供、助言指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成24年4月1日 構成：町の関係課職員25人（うち狩猟免許保持者1人） 活動内容： 現地研修会等を通じ、農作物残さの適性処理、荒廃農地の解消の普及促進のほか、侵入防止柵の設置、管理指導。今後、さらに迅速かつ実効的な対応を図れるよう民間隊員の任命を検討していく。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

高齢化が進んでいる地域には、侵入防止柵等の設置を啓発するなど、被害防止に努めていく。
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育

成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。) について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシの広域一斉捕獲を必要に応じ実施する。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成 24 年度 (1 期)	平成 24 年
平成 27 年度 (2 期)	平成 27 年
平成 30 年度 (3 期)	平成 30 年
令和 2 年度 (4 期)	令和 3 年 4 月 1 日
令和 4 年度 (計画変更)	-
令和 5 年度 (計画変更)	令和 5 年 8 月 29 日
令和 5 年度 (5 期)	令和 6 年 3 月 29 日